我孫子市広告付き番号案内表示機等設置事業(長期継続契約)仕様書

1. 事業名

我孫子市広告付き番号案内表示機等設置事業(長期継続契約)

2. 事業概要

- (1) 事業者は番号札発券機により整理番号札を配布し、番号の表示と音声案内を行う 装置(以下「番号案内表示機」という。)を無償で貸与・設置を行う。
- (2) 事業者は我孫子市(以下「市」という。)の庁舎内に広告用モニターを設置し、事業者が募集した広告映像と市の行政広報映像(制作を含む)を放映する。
- (3) 事業者は番号案内表示機及び広告用モニター(以下「番号表示機器等」という。) の保守を行う。
- (4)番号表示機器等の設置、運用及び保守(定期的な点検、清掃等及び消耗品の補充を 含む)並びに事業満了等に伴う撤去については、全て事業者の費用負担で行う。
- (5) 事業者は広告用モニターで広告映像を放映することにより、広告主から報酬等を受領することができる。
- (6) 事業者は(5) により得た報酬の一部を広告掲載使用料として、市へ納付を行う。

3. 設置場所

番号表示機器等の設置場所については別紙1のとおりとする。なお、設置位置及び方法の詳細については、協議のうえ決定するものとする。

4. 製品仕様

番号表示機器等の仕様については別紙2のとおりとする。なお、参考型式を記載している 製品について、それ以外の製品で入札をする場合は、入札公告の「14設計図書等に関す る質疑及び回答」の質疑として同等品申請を行うこと。

(1) モニターの仕様

- ①モニター(付随する設備を含む。以下同じ)の制作、設置及び撤去、広告主の募集 並びに行政情報及び広告映像の制作、更新及び運用管理に係る一切の費用は、事業 者の負担とする。
- ②事業者は、モニター及び発券機の電気使用料を市に納付するものとする。
- ③モニターは、壁面設置可能等の薄型で場所を取らないものとし、鋭利な突起物等が ない安全に配慮したものとする。

- ④モニターは、スタンドアロン(単体稼動)方式及びオンライン配信で稼動できるものとする。また、タイマーで日付、曜日及び時間単位で管理ができ、電源は主電源からオンオフできるものとする。
- ⑤モニターについては、保険に加入しているものとする。
- ⑥その他モニター仕様の詳細については、協議のうえ決定するものとする。
- (2) 広告主の募集

モニターの広告主募集は、事業者において行うものとする。

- (3) 行政情報及び広告映像の放映等
 - ①広告主の選定、広告内容等については、「我孫子市広告掲載に関する基準」を遵守 することとする。
 - ②放映する広告については、審査基準を有する外部機構等において、広告内容を審査できる体制が整えられていることとする。
 - ③放映時間は、開庁日の勤務時間帯(平日の午前8時30分から午後5時まで)とする。ただし、我孫子行政サービスセンターについては、次のとおりとする。

【我孫子行政サービスセンター】

月曜日・水曜日・金曜日・・・午前 9 時から午後 8 時まで 火曜日・木曜日・土曜日・・・午前 9 時から午後 5 時まで

- ④行政情報(BGM・ナレーション付)の作成は事業者が原則無料で行い、市は情報の内容のみを提供するものとする。また、放送枠の中で行政情報を4分の1以上の割合で放映し、最短で2週間ごとに情報更新できるものとする。
- ⑤音量については、業務に支障のないことを条件に、市で自由に音量調節が可能であるものとする。

(4) その他

- ①故障等が生じた場合は、事業者の負担において速やかに修繕等の対応するものと する。
- ②庁舎のレイアウトや開庁時間の変更、工事等により、やむを得ず広告事業の一部又は全部を中止にする場合があるものとする。
- ③事業実施期間中、庁舎内のレイアウト変更により、モニターを移動する必要が生じた場合は、事業者の経費負担にて移動するものとする。
- ④設置台数、その他の機材については、協議のうえ変更及び追加する場合もあるもの とする。
- ⑤モニターの設置に当たっては、転倒、落下しないよう安全かつ確実に設置するものとする。 まないよう安全かつ確実に設置するものとする。

- ⑥市は、モニター広告の放映期間中に広告主の責めに帰する理由に基づき、その使用 に不適当な事情が生じた場合は、放映を中止することができるものする。
- ⑦事業者の責めに帰する理由に基づきモニターを撤去することになった場合には、 事業者の負担において市施設の原状回復を行うものとする。
- ⑧映像機器及び広告映像に関連して、第三者との間に紛争が生じた場合は,事業者の 責任及び負担において解決するものとする。

番号表示機器等の設置場所

名 称	品番	数量
(1)市役所本庁舎1階 市民ホール待合場所		
番号案内表示モニター	42インチ程度のモニター	1台
行政情報広告放映モニター	42インチ程度のモニター(付属機器含む)	1セット
受付番号発券機		1台
窓口個別表示機	市が示した参考品または同等品	6台
窓口個別操作機		7台
交付窓□操作用端末	ノートPC・バーコードリーダー	1セット
感熱ロール紙		必要数
(2)市役所本庁舎1階 国保年金課前		
行政情報広告放映モニター	20インチ程度のモニター	1台
(3) 我孫子行政サービスセンター		
行政情報広告放映モニター	32インチ程度のモニター(付属機器含む)	1セット
受付発券機	市が示した参考品または同等品	1台
感熱ロール紙		必要数
(4) 天王台行政サービスセンター		
行政情報広告放映モニター	20インチ程度のモニター(付属機器含む)	1セット
受付発券機	市が示した参考品または同等品	1台
感熱ロール紙		必要数
(5) 新木行政サービスセンター		
行政情報広告放映モニター	42インチ程度のモニター(付属機器含む)	1セット

番号表示機器等の仕様

(1)番号案内表示機

- ・市民側の操作方法が簡単でわかりやすいこと。
- 混雑状況の確認及び、おおよその待ち時間の表示ができること。
- ・6か所以上の窓口に、表示機を設置できること。
- ・表示・案内言語が変更できること(日本語・英語・中国語・韓国語・ベトナム語は必須)。
- 他課への渡り機能があること。
- 発券画面を階層表示できること。
- 発券カードをカスタマイズできること。
- バックヤードで待ち人数・時間が確認できること。
- ・所要時間の集計が行えること。
- ・CSV データで出力できること。
- •「MS ボイスコール NEO Ver.2 (明光商会)」を参考型式とする。

(2) 広告用モニター

- 薄型であること。
- ・設置にあたっては、落下・転倒防止等の安全対策を十分に講じること。